

○名護市個人情報保護条例

平成13年12月20日
条例第28号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保(第6条—第12条)
- 第3章 個人情報の開示請求等(第13条—第32条)
- 第4章 救済手続及び救済機関(第33条—第38条)
- 第5章 制度運営審議会(第39条—第41条)
- 第6章 補則(第42条—第46条)
- 第7章 罰則(第47条—第51条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障することにより、個人の尊厳の維持と市民生活の安定を図り、もって市民の基本的人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 個人情報 個人にに関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の取扱いをするに当たっては、必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

2 市が当該法人の資本金、基本金その他これに準ずるもの全額を出資している法人及び資本金等を出資している法人のうち実施機関が定める法人は、前項に規定するもののほか、この条例に基づき実施機関が行う個人情報の取扱いに留意しつつ、必要な措置を講じて、個人情報の保護に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その所掌する事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例に定めがあるとき。

(2) 名護市情報公開・個人情報保護制度運営審議会(第39条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると実施機関が認めるとき。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項

を変更しようとするときも、同様とする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務の開始後、当該事項の届出を行うことができる。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
 - (2) 個人情報の対象者の範囲
 - (3) 個人情報の記録項目
 - (4) 個人情報の収集方法
 - (5) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の届出による個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出を受理したときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。
- 4 第1項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務については、適用しない。
- (利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を個人情報取扱事務の目的以外に当該実施機関内において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の安全を守るために、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を目的外利用し、又は外部提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 実施機関は、外部提供をするときは、個人情報の保護を図るために必要な条件を付さなければならない。
- 4 実施機関は、目的外利用又は外部提供をするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめその旨を本人に通知するとともに速やかに市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、前項の届出を受理したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。
- (電子計算機等を結合する方法による提供の制限)

第9条 実施機関は、実施機関の使用に係る電子計算機その他情報機器(以下「電子計算機等」という。)と国、他の地方公共団体その他公共的団体(以下「国等」という。)の使用に係る電子計算機等を結合することにより個人情報を外部提供しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聽かなければならない。

- 2 前項の規定により電子計算機等を結合した場合において、実施機関は、個人情報の漏えい又は不適正な利用により、基本的人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、国等に対し、報告を求めるとともに、必要な調査をしなければならない。
- 3 実施機関は、前項の規定による報告又は調査に基づき、基本的人権が侵害されると認めるときは、個人情報を保護するため、あらかじめ、審議会の意見を聴いた上で、電子計算機等の結合の切断その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 実施機関は、基本的人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、個人情報を保護するため、電子計算機等の結合の切断その他必要な措置を講じることができる。この場合において、当該措置を講じた後、速やかに、その旨を審議会に報告しなければならない。
- (適正管理)

第10条 実施機関は、個人情報の適正な管理を行うため、個人情報の管理責任者を定めて、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新のものとすること。
 - (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、破損等を防止すること。
- 2 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄又は消去しなければならない。
- (受託者の義務)

第11条 実施機関の所掌する事務の処理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、当該受託した事務の範囲内で個人情報の保護について、実施機関と同様の義務を負うものとする。

- 2 受託者及び当該事務処理に従事する者は、その事務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その事務の受託が終了した後も、同様とする。
- (指定管理者の義務)

第11条の2 実施機関の公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)を管理する指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、当該指定を受けた公の施設の管理の範囲内で個人情報の保護につ

いて、実施機関と同様の義務を負うものとする。

- 2 指定管理者及び当該管理業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。指定管理者の指定が終了した後も、同様とする。
(事業者に対する指導等)

第12条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事業を明らかにするため必要な限度において、当該事業者に対し、関係資料の提出、質問その他の調査について協力を要請することができる。

- 2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、当該取扱いのは正又は中止を指導し、これに従わないときは、当該取扱いのは正又は中止を勧告することができる。
3 市長は、事業者が第1項の資料の提出等の要請を拒んだとき、又は前項の指導又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。
4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、事業者に弁明の機会を与えなければならない。この場合において、あらかじめ書面により当該公表をする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

第3章 個人情報の開示請求等

(自己情報の開示を請求する権利)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の開示の請求をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。
(開示請求の手続)

第14条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 氏名及び住所
(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
(3) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
2 開示請求をしようとする者は、自分が当該開示請求に係る本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示しないことができる個人情報)

第15条 実施機関は、次の各号の一に該当する自己情報(以下「不開示情報」という。)については、開示しないことができる。

- (1) 法令又は条例に定めがあるもの
(2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、本人に開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの
(3) 調査、交渉、争訟等に関する情報であって、本人に開示することにより、実施機関の公正又は適正な職務執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの
(4) 第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの
(5) 未成年者の法定代理人による開示の請求がなされた場合であって、開示の請求の対象となつた個人情報の開示をすることが当該未成年者の利益に反すると認められるもの
(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、開示しないことが適當であると認めたもの

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る情報に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(裁量的開示)

第16条の2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第16条の3 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定

をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該全部を開示しないことと決定した個人情報が期間の経過により、第15条に規定する個人情報に該当しなくなることが明らかであるときは、併せてその該当しなくなる時期を明示しなければならない。

(開示決定等の期限)

第18条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第18条の2 請求に係る個人情報に国等又は請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者に関する情報が第8条第1項第3号に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第16条の2の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提示した場合において開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第33条及び第34条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第19条 実施機関は、第17条第1項の規定による開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。

- 2 個人情報の開示は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書、図画、写真その他これらに類するもの(以下「文書等」という。)に記録されている個人情報 当該文書等の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

(2) 電子計算機処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている個人情報 当該磁気テープ等から現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

(3) 録音テープ、録画テープ又はフィルム(以下「録音テープ等」という。)に記録されている個人情報 当該録音テープ等から再生装置により再生したものの当該個人情報に係る部分の視聴

(4) その他のものに記録されている個人情報 前各号に定める方法に準じた方法

- 3 実施機関は、閲覧の方法による文書等の開示にあっては、当該文書等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、その他やむを得ない理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 4 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示請求及び開示の特例)

第20条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第18条第1項の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、開示の方法は、第19条第2項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところによるものとする。

(訂正の請求)

第21条 何人も、第19条第1項の規定により開示を受けた自己情報について、事実に関する誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による訂正請求について準用する。

(訂正請求の手続)

第22条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正を求める箇所

(3) 訂正を求める内容

(4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をする者は、当該訂正を求める内容が事実に合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報を訂正するときは、その旨を決定し、当該訂正請求に係る個人情報を訂正した上、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、遅滞なく、その旨及び訂正の内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報を訂正しないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の決定(以下「訂正決定等」という。)がなされるまでの間、訂正請求に係る個人情報の目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)を停止するよう努めなければならない。

(訂正決定等の期限)

第24条 訂正決定等は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第22条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(削除の請求)

第25条 何人も、第19条第1項の規定により開示を受けた自己情報が第6条の規定に違反して収集されたと認めるとき、又は第10条第2項の規定に反して自己に関する個人情報を保有していると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の削除の請求(以下「削除請求」という。)をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による削除請求について準用する。

(削除請求の手続)

第26条 削除請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 削除を求める箇所

(3) 削除を求める理由

(4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、削除請求について準用する。

(削除請求に対する決定等)

第27条 第23条及び第24条の規定は、削除請求に対する決定について準用する。

(中止の請求)

第28条 何人も、実施機関が第8条第1項及び第2項の規定に反して自己に係る個人情報の目的外利用等をしている(当該行為をしようとしている場合を含む。)と認めるときは、当該実施機関に対し、その中止請求(以下「中止請求」という。)をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による中止請求について準用する。

(中止請求の手続)

第29条 中止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 中止を求める個人情報

(3) 中止を求める理由

(4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、中止請求について準用する。

(中止請求に対する決定等)

第30条 実施機関は、中止請求に係る個人情報の目的外利用等を中止するときは、その旨を決定し、当該中止請求をした者(以下「中止請求者」という。)に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、中止請求に係る個人情報の目的外利用等を中止しないときは、その旨を決定し、中止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の決定(以下「中止決定等」という。)がなされるまでの間、中止請求に係る個人情報の目的外利用等を一時停止しなければならない。ただし、一時停止によって実施機関の正当な職務執行に著しい支障を生ずるときは、この限りでない。

(中止決定等の期限)

第31条 第24条の規定は、中止請求に対する決定等について準用する。

(費用の負担)

第32条 この条例の規定による文書等の閲覧又は録音テープ等の視聴に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定による文書等の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第4章 救済手続及び救済機関

(審査会への諮詢等)

第33条 開示決定等、訂正決定等(第27条において準用する場合を含む。)又は中止決定等(以下これらを「開示・訂正決定等」という。)について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、名護市情報公開・個人情報保護審査会(第35条を除き、以下「審査会」という。)に諮詢しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示・訂正決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する決定、訂正請求に係る個人情報を訂正する決定、削除請求に係る個人情報を削除する決定及び中止請求に係る個人情報の目的外利用等を中止する決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示し、訂正し、削除し、又は目的外利用等を中止することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮詢に対する答申を受けたときは、これを尊重して、遅滞なく、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

(諮詢をした旨の通知)

第34条 前条第1項の規定により諮詢をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮詢をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立て人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者、削除請求をした者及び中止請求者(開示請求者、訂正請求者、削除請求をした者及び中止請求者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した者(当該第三者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。)

(情報公開・個人情報保護審査会)

第35条 第33条第1項の規定による諮詢に応じ不服申立てについて調査審議するため、名護市情報公開・個人情報保護審査会を置く。

(組織)

第36条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第37条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示・訂正決定等に係る第19条第2項各号の個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報の開示を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示・訂正決定等に係る文書等に記録されている個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立て人、参加人又は実施機関に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(委任)

第38条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 制度運営審議会

(情報公開・個人情報保護制度運営審議会)

第39条 この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営及び改善を図るため、名護市情報公開・個人情報保護制度運営審議会を置く。

2 審議会は、個人情報保護制度の運営に関する事項について、実施機関の諮問に応じ調査審議するとともに、実施機関に対して建議することができる。
(組織)

第40条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、有識者及び市民のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第41条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(個人情報目録等の作成及び閲覧)

第42条 実施機関は、届出に係る個人情報の目録及び個人情報の検索に必要な資料を作成し、所定の場所に備えて市民の閲覧に供しなければならない。

(他の制度との調整)

第43条 この条例は、法令又は他の条例の規定により個人情報の開示、訂正等に関する定めがあるときは、適用しない。

2 前項に規定するもののほか、実施機関において現に一般の利用に供する目的をもって収集し、整理又は保存している図書、図画その他に記録されている個人情報の開示、訂正等については、適用しない。

(国等との協力)

第44条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に協力を要請し、又は国等の協力の要請に応ずるものとする。

(運用状況の公表)

第45条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、実施機関が定める。

第7章 罰則

(罰則)

第47条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第11条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は第11条の2の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物であつて特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第48条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第49条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 第36条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第51条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に実施機関が行っている個人情報取扱事務については、第7条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」と読み替えて同項の規定を適用する。

附 則(平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。